

## 北海道

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	措置の内容
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	S60.4 最終改正 R7.7	○製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業 ○対象設備(施設)の取得価額/500万円以上 (製造業又は旅館業においては、資本金等の額5,000万円超1億円以下の法人/1,000万円、1億円超の法人/2,000万円)	過疎地域産業振興促進区域	○事業税(3年間)、不動産取得税、道固定資産税(3年間)の課税免除
		○畜産業、水産業(個人に限る) ○自家労力日数/1/3超~1/2以下		○事業税(5年間)の課税免除
		○製造業、旅館業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、農林水産物等販売業(過疎地域内において営む事業の用に供する設備を除く。) ○対象設備(施設)の取得価額/500万円以上 (製造業又は旅館業においては、資本金等の額1,000万円超5,000万円以下の法人/1,000万円、5,000万円超の法人/2,000万円)	認定半島産業振興促進計画区域	○事業税(3年間)、不動産取得税、道固定資産税(3年間)の不均一課税 事業税 第1年度 税率の2分の1 第2年度 税率の4分の3 第3年度 税率の8分の7 不動産取得税 税率の10分の1 道固定資産税 第1年度 税率の10分の1 第2年度 税率の4分の1 第3年度 税率の2分の1
		○製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、農林水産物等販売業(過疎地域内において営む事業の用に供する設備を除く。) ○対象設備(施設)の取得価額/500万円以上 (製造業又は旅館業においては、資本金等の額5,000万円超1億円以下の法人/1,000万円、1億円超の法人/2,000万円)	離島振興対策実施地域	○事業税(3年間)、不動産取得税、道固定資産税(3年間)の課税免除
		○畜産業、水産業、薪炭製造業(過疎地域内において営む畜産業又は水産業を除く。)(個人に限る。) ○自家労力日数/1/3超~1/2以下		○事業税(5年間)の課税免除
		○基本計画に定める地域経済牽引事業 ○対象設備(施設)の取得価額/1億円超 (農林漁業及びその関連業種においては、5,000万円超)	促進区域	○不動産取得税、道固定資産税(3年間)の課税免除
		○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ○対象設備(施設)の取得価額/2,700万円超 ○雇用増/15人超[製造業を除く]	原子力発電施設等立地地域	○事業税(3年間)、不動産取得税、道固定資産税(3年間)[道固定資産税は倉庫業を除く。]の不均一課税 事業税 第1年度 税率の2分の1 第2年度 税率の4分の3 第3年度 税率の8分の7 不動産取得税 税率の10分の1 道固定資産税 第1年度 税率の10分の1 第2年度 税率の4分の1 第3年度 税率の2分の1
		○道の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を設置した者 ○【特定業務施設】 事務所(調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門)、研究所、研修所 ○【特定業務児童福祉施設】 特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員の福利厚生施設又は従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設(特定業務施設の新設に併	特定地方活力向上地域	○移転型事業については、不動産取得税、道固定資産税(第1年度)の課税免除及び事業税(3年間)、道固定資産税(第2、3年度)の不均一課税 事業税 第1年度 税率の2分の1 第2年度 税率の4分の3 第3年度 税率の8分の7 不動産取得税 課税免除 道固定資産税 第1年度 課税免除 第2年度 税率の4分の1 第3年度 税率の2分の1 ○拡充型事業については、不動産取得税、道固定資産

	せて整備されるものに限る) ○対象設備(施設)の取得価格の合計が 3,800 万円以上(中小企業者においては、1,900 万円)		税(3年間)の不均一課税 不動産取得税 税率の10分の1 道固定資産税 第1年度 税率の10分の1 第2年度 税率の3分の1 第3年度 税率の3分の2
--	---	--	---

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	措置の内容	
北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例(北海道GX推進税制)	R6.12	○北海道内でGX事業を営む事業者 〈対象事業〉 次の対象産業ごとに定める対象業種に係るGXに資する研究開発、製品の開発、生産・製造、役務の提供に関する事業	北海道内	○北海道内で新たにGX事業を営む事業者 法人道民税(均等割除く)、法人事業税、道固定資産税：最大10年間免除 (1～5年目:最大全額、6～10年目:最大1/2) 不動産取得税：最大全額免除 ○北海道内で既にGX事業を営む事業者 (北海道内で新たな設備投資を行う場合) 道固定資産税：最大10年間免除 (1～5年目:最大全額、6～10年目:最大1/2) 不動産取得税：最大全額免除	
		対象産業			対象業種
		洋上風力関連産業			電気業、プラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、技術サービス業、その他の教育・学習支援業、機械等修理業
		合成燃料関連産業			化学工業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の小売業、技術サービス業、機械等修理業
		水素関連産業			ガス業、化学工業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、その他の小売業、技術サービス業、機械等修理業、その他の事業サービス業
		蓄電池関連産業			電気業、化学工業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業
		次世代半導体関連産業			化学工業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業
		データセンター関連産業			通信業(データセンターで消費する電力の量に占める再エネ電力の量の割合が60%以上であるものに限る。)、技術サービス業
		海底直流送電関連産業			電気業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業
		電気又は水素運搬船関連産業			電気業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、技術サービス業
再生可能エネルギー関連産業(※)	電気業(※)、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、技術サービス業、機械等修理業				
※：再生可能エネルギーとは、北海道地球温暖化防止対策条例に規定する再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマス等)の活用に関連する産業をいう。 ※：太陽光発電事業は、出力の合計が2MW以上であるもの又は地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する促進区域において実施するものに限る。バイオマス発電事業は、バイオマスを専焼させるものに限る。					
〈雇用要件〉 事業の実施により3人以上(電気業は1人以上)の常用雇用者が増えること。 〈投資要件〉 不動産取得税又は道固定資産税の免除を受ける場合は、1億円超(過疎地域においては500万円超)の投資を行うこと。 〈地域との合意形成要件〉 地域との合意形成が図られた事業であること。					
		○札幌市内で金融事業を営む事業者	札幌市内	○札幌市内で新たに金融事業を営む事業者	

		<対象事業> ・北海道の再生可能エネルギーを活用するGX事業に投資を呼び込む資産運用業 <table border="1"> <tr> <td>第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業</td> <td>道内 GX 事業者の有価証券の引受け、募集・私募の取扱い</td> </tr> <tr> <td>投資助言・代理業</td> <td>投資助言の一部を道内 GX 事業に関する助言とするもの</td> </tr> <tr> <td>投資運用業、適格機関投資家等特例業務、海外投資家等特例業務</td> <td>運用資産の一部を道内 GX 事業者の有価証券への投資に充てるもの</td> </tr> </table> ・金融機能の強化集積に資するフィンテック事業 AI、IoT、クラウドなど情報技術を用いて行う、革新的な金融サービスを提供するものであって、金融に関する業務効率化やイノベーションの創出に資する事業 <雇用要件> 事業の実施により3人以上の常用雇用者が増えること。	第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業	道内 GX 事業者の有価証券の引受け、募集・私募の取扱い	投資助言・代理業	投資助言の一部を道内 GX 事業に関する助言とするもの	投資運用業、適格機関投資家等特例業務、海外投資家等特例業務	運用資産の一部を道内 GX 事業者の有価証券への投資に充てるもの		法人道民税(均等割除く)、法人事業税 : 最大10年間免除
第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業	道内 GX 事業者の有価証券の引受け、募集・私募の取扱い									
投資助言・代理業	投資助言の一部を道内 GX 事業に関する助言とするもの									
投資運用業、適格機関投資家等特例業務、海外投資家等特例業務	運用資産の一部を道内 GX 事業者の有価証券への投資に充てるもの									

〈補助金〉

類型	分野	対象業種(事業)注1	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注8	助成内容 注9、10					
						助成額 注11・注12	限度額	通算限度額 注14			
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注2 高機能素材・複合材料関連製造業 注2 半導体関連産業	全道 (札幌市を除く。植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。)	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 注13	20億円			
		増設		投資額の5%		5億円	同一企業につき				
		新設		投資額の10%		10億円 注13	13億円				
		増設		投資額の5%		3億円	同一企業につき				
		新設		10億円以上		投資額の5%	1億円	1億5千万円			
		増設		1人以上		投資額の2.5%	5千万円	同一企業につき			
		新設		20億円以上		投資額の10%	15億円	20億円			
		増設		5人以上		投資額の5%	5億円	同一企業につき			
		新設		2,500万円以上		投資額の10%	3億円	13億円			
		増設		5人以上		投資額の5%		同一企業につき			
		本社機能移転事業		(設備投資)		全道 (札幌市を除く。)	新設	1億円以上 20人以上	投資額の10%	1億円	—
				(賃借)		全道	新設	(投資額要件なし) 20人以上(札幌市は30人以上)	1年間の賃料の1/2×3年間 (札幌市は1年間)	1千万円/年	
		発展基盤施設分野		自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する事業に限る。		全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円
							増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円	同一企業につき
高度物流関連事業 注4 ※成長産業分野に関連する事業に限る。	全道 (札幌市を除く。)		新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	5億円	6.5億円				
			増設		投資額の5%	1.5億円	同一企業につき				
類型 II	市町村	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 注4	特別対策地域 注5	新設 増設	2,500万円以上 3人以上	投資額の4%	1億円	3億円 同一企業につき			

連携促進分野	・データセンター事業 ・IT 産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業) ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること。	うち、特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域 注6・注7	新設	2,500 万円以上 3人以上	投資額の8%	1億円	3億円 同一企業につき
		地域未来投資促進法適用地域 注6・注7	新設	2,500 万円以上 3人以上	投資額の4%		
		工業団地(札幌市を除く。)(製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く。))	新設	5,000 万円以上 3人以上	投資額の8%		
	増設	投資額の4%					

注1 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

- 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限ります。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)
- 再生可能エネルギー活用型データセンターとは「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力が、データセンターで消費する電力全体のうち60%以上を占めると知事が認めるもの」をいいます。
- 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。
- 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの適用地域です。
- 札幌市の区域にあつては、特認事業者が新設する場合があります。
- 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
- 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。  
類型Ⅱにおいては、雇用増の「3人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。
- 他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。  
なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
- 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。
- 「重点地域特例」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域及び過疎地域とみなされる区域であつて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域であり、知事が別に定める区域における工場等の新設又は増設をいいます。(本社機能移転事業(賃借)を除く。)
- 「環境配慮型工場等」とは省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10%以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。(データセンター事業及び本社機能移転事業(賃借)を除く。)
- 下表の上段に掲げる業種(事業)では雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

14 通算限度額には「環境配慮型工場等」に該当する場合、又は「重点地域特例」に該当する場合の加算額は含まれません。

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象地域	融資条件		
				融資対象事業等	融資条件	限度額
ライフステージ対応資金 (ステップアップ貸付(企業立地))	S61.4 (H9.4改正) (H14.4一部改正) (H20.4一部改正) (H21.4一部改正) (H24.4一部改正) (H26.4一部改正) (H27.8一部改正) (H30.4一部改正) (R4.4一部改正) (R7.4一部改正)	次に掲げる業種の事業所の新增設を行う者 ・製造業 ・半導体関連産業(半導体製造に係る回路・レイアウト設計含む) ・自然科学研究所(成長産業分野に関する業種に限る) ・高度物流関連事業(成長産業分野に関する業種に限る) ・データセンター ・IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業) ・コールセンター事業 ・植物工場 ・新エネルギー関連産業(供給業・製造業) ・本社機能移転を行うもの	道内全域	設備資金	①融資利率 固定金利 3年以内1.2% 5年以内1.4% 7年以内1.6% 15年以内1.8% 変動金利1.2% (3年超に限る) ②融資期間15年以内 (うち、据置2年以内)	8億円

注1 土地の取得のみの場合、融資対象としない。

- 札幌市の場合、上表に掲げる業種のうち製造業に係る事業所の新增設にあつては、工業団地又は工場適地に限り融資対象とする。
- 札幌市の場合、新エネルギー関連産業(供給業)は融資対象としない。

- 4 札幌市の場合、本社機能移転は融資対象としない。
- 5 本社機能の移転は、道外から道内へ本社機能の全部又は一部を移転するため、道内に新たに本社機能を有する事務所又は事業所を設置するものであって設備投資を行うものに限る。